

報告事項 ウ

平成27年度第2回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

平成27年度第2回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について別紙のとおり報告します。

平成27年10月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成27年度第2回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

平成27年10月19日
いじめ・不登校総合対策センター

「いじめ防止対策推進法」の趣旨にかんがみ、平成26年度に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体の連携を図るため「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、今年度第2回協議会を下記のとおり開催した。

- 1 日時 平成27年10月14日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 場所 鳥取県教育センター
- 3 出席 教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

機関・団体名	担当部署等	
県の機関（学校以外）	総務部人権局	人権・同和対策課
	地域振興部	教育・学術振興課
	福祉保健部	福祉相談センター（児童相談所）
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター
	警察本部	少年課
市町村（学校以外）	教育委員会	都市教育長会 町村教育長会
学校	県立学校	高等学校長協会 特別支援学校長会
	市町村立学校	小学校長会 中学校長会
	国立学校	
	私立学校	私立中学高等学校長会
鳥取地方法務局	人権擁護課	
団体	鳥取県弁護士会	
	鳥取県医師会	
	鳥取県臨床心理士会	
	P T A	P T A協議会 高等学校P T A連合会 特別支援学校P T A連合会

4 主な内容

（1）いじめ問題に関する通知等について説明

- ◇いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）
 - ・岩手県の中1男子自死事案を受けて、学校等に「法に基づく組織的な対応に係る点検」や統計上、9月1日の自死が最も多いことを受けて、「見守り強化」を求める内容
- ◇平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」一部見直しについて
 - ・例年、この時期には問題行動調査が公表され、いじめの態様等についても報告ができるのだが、いじめについて調査の見直しが実施されたため、10月末頃に公表予定である。
 - ・初期段階のものやごく短期間に解決したのもいじめの認知件数に計上することを徹底することも求めている。

（2）テーマ別協議

【第1部会】SNS（携帯・インターネット）対策

- ◇中高生の携帯・スマホの所持率は増加の一途であり、「持たない」という考え方よりも、「どのように持つか」ということについて考えていくことが求められる。幼少期からのモラルの指導、ベネッセと共同して9年間を見通した計画的な指導に取り組む中学校区もある。
- ◇持たせている保護者は、機器にどんな機能があるのか、子どもがどんなサイトを利用しているのか、知識も関心も無いのが現状である。
- ◇現状を踏まえて、児童生徒、保護者、教職員を対象とした授業や講演会、研修会が各学校、PTAで実施されているが、講師によって内容が違い、講師選びに苦慮している。

- ◇Line を開発した会社が中学生を対象に、「短い文で相手の気持ちをどう読むか」といった学習プログラムで授業している。小学生にも対応できないかお願いしている。
- ◇主権者教育と携帯・スマホの問題はつながっているので、喫緊の課題である。
- ◇県P協で「メディア21（21時以降は携帯・スマホの使用を禁止する取組）」の取組をしたいと考えている。全県の取組としたい。
- ◇県の高等学校校長会で「スマホリディ」を話題にし、各学校で取り組んでいこうと呼びかけた。
- ◇大人の側から禁止や規制をしても SNS 問題は解決しない。児童生徒が問題意識を持って、ルールやマナーを作っていく取組が有効である。
- ◇CMや啓発パンフレット作成等で問題意識の浸透化を図ることを県にお願いしたい。

【第2部会】児童生徒の自治力の育成（本人、周りの子どもが言えるようになるために）

- ◇学校での教育相談体制、アンケートの工夫、生徒会主体の自治的な取組、教育委員会のいじめを含む青少年問題対策協議会の取組、弁護士会の出前授業の取組等、各機関・団体の取組を共有。いじめの解決に生かせる「司法面接」という手段もある。
- ◇いじめの解決にあたり、児童生徒同士がどう折り合いをつけていくかが重要である。児童生徒に対して「折り合う力」をつけていくための指導、保護者に対して「児童生徒が折り合う力を身につけていくことの重要性を理解する」ための研修が求められる。この「折り合う力」が人間関係をつくる力や自治力につながる。
- ◇保護者研修については、多くの保護者が集まるような場で実施する必要がある。
- ◇家庭への支援が必要な場合もあり、スクールソーシャルワーカーが活用できる体制が必要である。
- ◇情報モラル教育については鳥取県では社会教育がベースとなって行ってきたが、学校でも主体的に行っていくべきである。情報モラルだけに限定せず、「人を育てる」という人権の視点で指導していくことが大切である。
- ◇仲間づくりのベースとなるルールづくり、交渉する力、人間関係を整理する力等も必要である。

【第3部会】子どもたちのサインを見逃さないために

- ◇各学校に配置されているスクールカウンセラーが、ゲストティーチャーとしてストレスマネジメントやコミュニケーションのとり方等について話をする機会がある。医師会も各学校に出前授業を行っている。専門家が入ることで理解が深まる面はあると思うので、それが単発的にならないようにカリキュラムのようなもので整理していくことは重要なのではないだろうか。
- ◇学校は全員をターゲットに関わることができるよさがあるので、そこに医師等の専門家が上手に関わることが大切である。
- ◇学校現場では、子どもたちのサインを見逃さないために、家庭訪問、電話連絡、心理検査の活用、日記等でのやりとり等、様々な取組を行っている。日記については「コメントをどう返すか」が重要であるが、時間を十分に確保することが難しい現状もある。
- ◇学校・教育委員会とは別の機関からすると、教師の休憩時間を削らないと「子どもと関わる時間」や「日記等を見る時間」を生み出すのが大変というのは、構造的な課題もあるのではないかと感じる。鳥取県は、教職員配置について非常勤の配置もあり、環境面でも努力しているとのことだが、さらに県独自でのシステムづくりも検討してみてもいいだろうか。

(3) 総括

- ◇本日の各部会では、多くの重要な意見が出された。「SNS対策部会」ではPTA協議会から具体策が提案され、「自治力の育成部会」では児童生徒によるルールづくりや子どもたちに身につけてほしい力について協議された。また、「サインを見逃さない部会」では専門家の入る出前授業等、単発で終わらせない取組について協議が深められた。今後は実行可能な提案についてさらに検討し、発信していきたい。
- ◇今回のまとめについては、後日送付し、第3回目の連絡協議会に生かしていきたい。